

禁煙外来受診のご案内

このたびは、横浜市スポーツ医科学センター禁煙外来にお申し込みいただき、ありがとうございます。

スタッフ一同、みなさまの禁煙治療をサポートいたしますので、よろしくお願いいたします。

ご受診にあたりまして、次の確認事項をご一読いただき、ご予約日にご持参ください。ご不明な点がありましたら、当センターまでお問い合わせください。

1 受診日

あなたの初回受診日は、平成 年 月 日 ()

※受付時間は、13:00~16:00です。お早めにお越しください。

2 当日の持ち物

- (1) 健康保険証
- (2) 帳票2「禁煙治療に関する問診票」
- (3) 帳票3「喫煙状況に関する問診票」
- (4) 「横浜市スポーツ医科学センターにおける個人情報の取扱いについての同意書」

3 留意事項

(1) 健康保険適用について

禁煙外来を健康保険適用で受診するには、下記の4条件を全てクリアする必要があります。

■条件

- ① 直ちにタバコをやめようと思っていること、スケジュール(12週間で5回の治療)どおりの受診を文書で同意すること
 - ② 1日の喫煙本数×喫煙年数(プリングマン指数)が200以上であること
 - ③ 10項目の質問からなるタバコ依存スクリーニングテスト(TDS)によって、5項目以上が「はい」に該当すること
 - ④ 1年以内にニコチン依存症管理料(初回)の算定を伴う禁煙治療を受けていないこと
- ※ 条件にあてはまらない場合、費用は全額負担になりますが、自由診療でも受診可能です
- ※ 保険適用費用は、**5回の診療で約19,000円**です

(2) 禁煙補助薬について

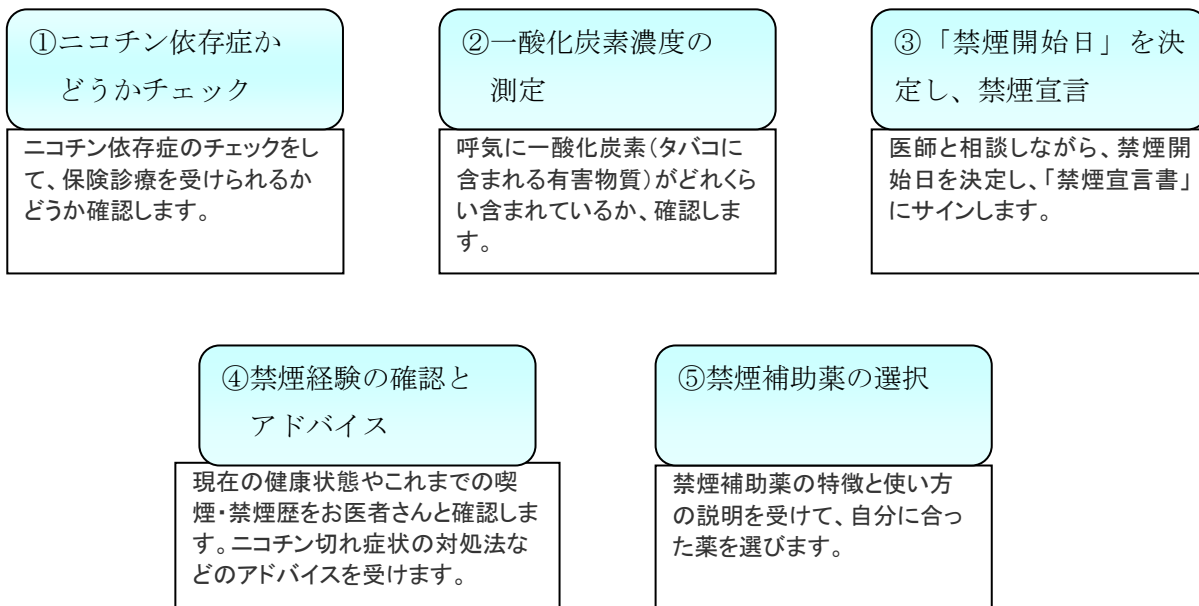
禁煙補助薬には、パッチ、ガム、服用薬がありますが、そのうち服用薬であるチャンピックス(バレニクリン)には、吐き気・頭痛などの副作用があげられています。そのため自動車の運転等は服用中(約3ヶ月間)さけてください。詳細は、同封されているパンフレットか、ホームページ<http://sugu-kinen.jp/patient/befoattent.html>「チャンピックスを服用するに当たっての注意」をご覧ください。

4 スケジュール

保険適用による禁煙治療は、12週（3か月）間で、5回の診察を受けます。初診時に、医師と相談して禁煙開始日を決めます。初診から2週間後、4週間（1か月）後、8週間（2か月）後、12週間（3か月）後に受診します。



初回の治療



2～5回目の治療

呼気一酸化炭素濃度測定や禁煙のアドバイスなどを受けます。

禁煙治療についての詳細は、下記でもご覧いただけます

横浜市健康福祉局ホームページ「禁煙NOTE」
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kinen/>

特定非営利活動法人 日本禁煙学会
<http://www.nosmoke55.jp/>

公益財団法人横浜市体育協会
横浜市スポーツ医科学センター
(担当) 事務管理課 石山・斉木
TEL 045-477-5050・5055